

原子力委員会見直しのための有識者会議 第3回議事録

内閣官房国家戦略室

第3回 原子力委員会見直しのための有識者会議 議事次第

日 時：平成24年11月13日（火）10:00～12:03

場 所：合同庁舎4号館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 題

- （1）外務省よりヒアリング
- （2）文部科学省よりヒアリング
- （3）経済産業省よりヒアリング

3 閉 会

○大西座長 本日は御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから、第3回「原子力委員会見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

本日は、中西委員、森田委員が所用のために御欠席、城山委員は途中で退席されると伺っています。

本日は、白内閣府副大臣と岸本内閣府大臣政務官に御出席をいただくことになっています。岸本政務官におかれましては少し遅れて見えるということで、11時過ぎに退席というふうに伺っています。御了解いただきたいと思います。

今回も、関係省庁の方々にオブザーバーとして御出席をいただいています。どうぞよろしく願いいたします。

まず、最初に事務局から配付資料の確認をしてもらいます。お願いします。

○国家戦略室 きょうお配りしている資料でございますが、資料1の1枚紙が外務省様からの資料でございます。

資料2が、「文部科学省と原子力委員会の関わりと今後の在り方について」というものでございます。

資料3が、「原子力委員会の見直しについて」という資源エネルギー庁様のクレジットのものでございます。

あとは、参考資料1として第1回の公開している議事録を添付させていただいております。

以上でございます。お手元のほうにございますでしょうか。よろしいですか。

○大西座長 それでは、最初に白副大臣より一言、御挨拶を頂戴したいと思います。

○白副大臣 では、座ったまま失礼させていただきます。

おはようございます。内閣府の副大臣を拝命させていただいております白眞勲でございます。

本来でしたら前原大臣が出席する予定ではございましたけれども、御存じのように国会、衆議院の予算委員会が今日も朝9時から夕方5時まで開かれている関係で、出席できないことをお詫び申し上げます。

前原大臣からは今朝も電話がありまして、くれぐれも皆様によろしくということをお伝えくださいということでございましたので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

先週、11月6日に開催しました第2回目会議では、原子力委員会の近藤委員長と、それから原子力規制庁よりお話を伺いました。本日は、外務省、文部科学省、経済産業省よりお話をいただきたいと思います。っております。

それぞれ今お手元のペーパーにありますとおりではございますが、なかなか紙にしますと外務省さんもこれだけなのかという感じが私などはちょっとしちゃったんですけれども、ここは忌憚のない意見、あるいは御質問をぜひ頂戴いただければと思っております。特に各省からは、それぞれ実施している原子力政策との関係で原子力委員会がどのような役割

を果たしているのかとか、今後の原子力政策の方向性を想起した場合に原子力委員会はどうのように見直すべきなのか、見直す必要がないのか。あるいは、仮に委員会を廃止した場合にそれぞれの原子力行政にどのような影響を生じるのか。代替の行政組織は必要な場合、それはどのようなものかなどについてもぜひ率直な御所見などもいただいて、闊達な意見交換をしていただければありがたく存じます。

10月末より毎週御参集をいただいておりますが、本当に日程的には大変な御負担をおかけしておりますけれども、本日も何とぞよろしくどうぞお願いを申し上げます。

○大西座長 どうもありがとうございました。

今、御挨拶の最後にありましたように、10月発足であります、かなり短期決戦にならなければいけないという情勢もありますので、一層加速した議論をしていかなければなりません。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本日、増田委員と山地委員が初めて御出席になりましたので、申しわけありませんが、恒例で自己紹介を増田委員からお願いいたします。

○増田委員 おはようございます。2回ほど欠席をいたしまして大変失礼いたしました。日程調整をして、今日以降はきちんと出たいと思います。

それから、私は先般まで原子力委員会の新大綱策定会議の委員をしておりました。途中で中止となりましたけれども、原子力技術について知見を持っているわけでは必ずしもありませんが、恐らく岩手県知事、それから総務大臣をしておりましたので、自治体との関係、あるいは中央省庁の行政組織のあり方等についての知見を求められているのではないかと思います。

可能な限り、いろいろな関係でお手伝いできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○大西座長 どうぞよろしくお願いします。

それでは、山地委員お願いします。

○山地委員 私も1回目、2回目欠席で申し訳ありませんでした。

公益財団法人地球環境産業技術研究機構、大変長い名前でございますが、英語の略称でRITEと呼ばれていますけれども、そこの理事・研究所長を務めております。京都に本部があつて東京に事務所があるということで、東京と京都を往復の毎日なんですけれども、その中ですみませんが、なかなか都合がつきませんでした。短期決戦ということでございますので、できるだけ都合をつけて今後参加させていただきます。

私も増田委員と同様、新大綱策定会議のメンバーでもありましたし、また総合資源エネルギー調査会の基本問題委員会の委員でもあるので関係が深く原子力委員会のあり方には非常に関心がございます。いろいろ原子力委員会は重要な機能を果たしてきたわけですが、長い歴史の中で大きな変遷もあり、見直すタイミングかと思っております。中でも、やはりきょう話題になると思いますが、平和利用の担保でしょうか。そこがキーになるかと思っております。よろしくお願いいたします。

○大西座長　ありがとうございました。

それでは、議事を始めます。本日は外務省、文部科学省、経済産業省からそれぞれ御説明をいただいて、各省からのヒアリングをいただいた後、その都度それぞれの方に対して質疑応答の時間を設けるという格好で進めたいと存じます。

最初に、外務省にお願いをしています。では、外務省の方から説明をお願いいたします。

○外務省　外務省の国際原子力協力室長です。よろしくお願いいたします。

今、白副大臣のほうから、私どもの資料は1枚だけでどうなのかということなのですが、やはりいろいろと外交交渉の機微な部分もございますので、私どもは中で上司とも相談しまして、まず原子力委員会と私どもの関係の根本の構造はどうなっているのかということと、そこをきちんと御説明したいということで用意してまいりました。

お配りされております資料1でございますけれども、「外務省と原子力委員会の主な関係」ということでございますが、3つに分かれております。

最初は、まず外務省は一体原子力政策、外務省ですから原子力の外交でございますけれども、それについてどういうふうにやってきたかということでございます。私の所属しているところは、部の名前が軍縮不拡散・科学部となっております。そういう観点から、基本的には不拡散ということとをきちんとやっていくということと、それから私のおります国際原子力協力室でございますが、ここは法令上の所掌事務で見ますと、原子力の平和的利用に関することをやると書いてございます。それはまさに原子力基本法にも書いてございます原子力の平和的利用ということでございますので、それが大前提で原子力の外交を進めていくということになると思います。

それで、最初でございますけれども、原子力の平和的利用について定める原子力基本法の趣旨にのっとり、1つは何をやっているかということ、我が国の原子力政策の対外的な説明をするということ。それから、2番目としましては関連する条約の交渉、締結、運用等、さらには原子力分野における国際的ないろいろな事項がございますので、これを交渉等により処理してきてございます。

「我が国の原子力政策の対外的な説明」ということになりますと、例えば原子力政策というか、昨年の東電福島第一原発の事故の後、外国より一体状況はどうなっているんだということで非常に関心が高かったものでございますので、外務省の中で当初、毎日でございますけれども、在京の外交団を集めて事故の状況、もちろん専門的な部分は保安院さんですとか文科省さん、内閣府さん、あるいは対策本部のほうから専門家の方に来ていただいて説明するというようなことを行っておりますし、または節目、節目で原子力政策に関する何か大きな決定がなされたときには、在外公館にもその内容を伝えて適宜説明させるというようなことをやっております。

それから、次に「関連する条約の交渉、締結、運用等」とございますが、最近では原子力をインフラ輸出の一環として原発あるいは関連技術、資機材をできるだけ輸出を進めていこうということがございまして、その際に何もございませんとただ輸出されたものが外

国にまた転売されたり、あるいはそういうことは余りないですけれども、北朝鮮やイランのような国に利用されるということがございますので、そういうことがないように相手国との間で法的にそういうことをしない、つまり、我々日本から移転したものについては平和的に利用してもらうということをお約束いただくことが大事でございまして、そういう観点から二国間の原子力協定の締結というものをやっております。それで、交渉をし、締結をするということです。

それから、締結したものについては資機材がきちんと移転されているか、あるいは場合によっては必要なコミュニケーションを相手国とするということで運用をやっております。

さらに、「原子力分野における国際的な事項を交渉等により」とございますけれども、これは原発事故以降でいろいろといろいろな国から支援あるいは協力のそういうお申し出があり、主要な国とは二国間で包括的ないろいろな協力をしていくための枠組みをつくるということで協議体をつくってございまして、その協議を主催して関係の省庁なりにも御参加いただき、行うというようなことがございます。

それから、2番目でございます。私どもから見た原子力委員会の位置づけでございますが、これは1回目、2回目のこの会議でもいろいろと御説明があったところを少し私どもなりにまとめて、我々がどういうふうに理解しているかということでございます。「原子力委員会は、専門的・技術的な見地も踏まえ、長期計画・方針の策定等、原子力の研究、開発及び利用に係る我が国の原子力政策の根幹を固める役割を担い、原子力政策についての総合的な企画・調整機能の一部を果たしてきたもの」というふうに理解してございます。

まさに原子力政策の根幹の部分につきましては、原子力委員会がそれを固める役割を担ってきたのではないかとというふうに理解してございます。

その原子力委員会と外務省の関係でございますけれども、そのような存在である「原子力委員会に対して、外務省は、原子力にかかわる国際問題又は国際的な議論の動向等につき、原子力委員会の関心に応じて」御説明をしてきてございます。

主なところは、年に何回か原子力委員会のほうで定例の会議をずっと行っておられまして、そこでお声がかかって私ども説明に上がるということがございますけれども、どういう機会に行くかということ、例えばIAEAでいろいろ会議がございまして、そのIAEAの会議が終わった後にその会議の現況について御説明に伺う。

あるいは、前回のこの会議で近藤原子力委員長のほうからもお話がございましたけれども、近いところでは、インドと先ほど申し上げましたような原子力協力をするというところで、その根幹となる法的な枠組みである原子力協定の締結交渉を今やっております。交渉が始まる時に、その交渉の方針等について委員会のほうにお伺いし、担当の者から御説明をし、または交渉するたびということではございませんけれども、タイミングは適宜適時に委員会のほうに伺って状況を報告するというをやっております。

以上が、原子力委員会と私どもの関係でございますが、こうやって紙にしてみますと私

の感じとしましては、原子力政策の根幹の部分は原子力委員会のほうで大きな役割を果たしていただき、あるいはそれを踏まえて外交上どう解決していくかということを請け負うというか、私どもはそういうことをやれということで指示をいただいて、その外交交渉をどう進めていくかについては大きなところは御報告いたしますが、基本的にはお任せいただき、私どもの外務大臣を中心とする政務と御相談しながら進めていくという構造になっているのではないかと考えております。

以上でございます。

○大西座長 それでは、残りの時間、15分少しあると思いますので、質疑応答をしたいと思います。

では、たくさん手が挙がりましたので、浅田委員から順番にいきたいと思います。

○浅田委員 ありがとうございます。

他の省庁のペーパーも今少し拝見したんですけれども、文部科学省さんのほうは6ページで今後とも原子力委員会のような組織は今後とも必要だということが書かれていますし、経産省さんのほうでは1ページで委員会の機能の重要性ということに言及されているんですけれども、外務省さんの資料では外務省は原子力委員会の関心に応じて説明を行っているということだけで、やや距離を置いた形になっているのではないかという印象を受けました。

その点について率直に、外務省さんとしては外交政策の立案に当たって原子力委員会の果たすべき役割というものをどのようなものとして考えておられるかということをお聞きたいと思います。

御説明の中では、米印あるいは日印の関係について触れられましたけれども、日印原子力協定が締結に向かっていくべきか否かが決定される前の段階で、原子力委員会で若干の議論がありましたが、そういうものがどのように評価されているのかということ。それから、私としてはむしろ積極的な協力関係があったのではないかと思います。IAEAにおける原子力の多国間アプローチといいますか、MNAと言われているものの話し合いの中で、日本提案を出すに当たって原子力委員会と、それから外務省と経産省が非常に緊密な協力関係をもって日本提案をとりまとめたというふうに理解しているんですけれども、そのような前例も含めて、他の省庁の積極的な評価と比べて外務省さんの方はやや距離を置かれているように感じましたので、その辺りの率直なところをお聞きかせいただきたいということが1つです。

それから、もし原子力委員会を余り積極的に評価されていないというのであれば、将来的には総合的な原子力政策についてどのような形で政策形成を行うのが望ましいと考えておられるか。

以上の2点をお願いします。

○大西座長 お願いします。

○外務省 お答えします。

この資料をつくるときに私どもとして事務局のほうから、私どもとしても原子力委員会の意義、今後存続したほうがいいかどうか等についても可能であれば書いてほしいという御連絡をいただいております。

それで、ひとつ難しいのは、外務省の観点から日本全体の原子力政策を企画立案し、あるいはそれを実施していく上で、どういう形でそこを意思決定したらいいのかということ来判断しようということだと思えるんですけども、私どもはお決めいただいたことを前提にそれを外交的にやっていくということなので、それをお決めいただく過程で、例えば経済産業省さんであるとか、文部科学省さんであるとか、あるいは今であれば原子力規制庁さんといったところがそれぞれの大臣等と御相談をし、政策を企画されて、外務省もそれなりに私ども原子力の平和的利用という観点ではもちろん意見はあるのですが、それを交渉してほしいということを言われるという構図が多いと思いますので、その意味ではその政策を形成する過程がどうあるべきかということについては余り強い意見はないということが1つあるんだと思います。

他方、いろいろと原子力に関する平和的利用におきまして、もちろん原子力委員会のほうでいろいろな御意見をいただく。平和的利用ということであればそれをどう進めていくかということで、私どもそれを聞かせていただいて参考にするということは大いにございます。

そういう意味で、他方なかなか難しいのは経済産業省さん、文部科学省さん、その他の官庁のほうももちろん専門的な知見があって、私どもが御相談すればいろいろとお答えをいただき、方向をいただけるということもございますので、そこで原子力委員会があったほうがいいのか、ないのかということについては省内でも私どもは議論したんですけども、そこはニュートラルなのかなということでここには書いていないということでございます。

○大西座長 城山委員、お願いします。

○城山委員 今のお話とも関連すると思えますけれども、この紙は比較的フォーマルにはこうでしょうという形で書かれていると思えます。つまり、国内的な総合的な政策決定というのは原子力委員会も含めてやっていて、外務省というのはある種の国際交渉というものを独占的に担っていますという構図です。

それで、外務省は原子力委員会に当然説明はしますというストーリーなのですが、ここは端的に申し上げて国際交渉の定義にもよると思えますけれども、もう少し広く国際交渉とか国際発信の機能を考えたときに、現実には外務省さんがやっておられる仕事と、狭い意味での国際交渉ではないかもしれませんが、原子力委員会が広義の国際交渉で担っている役割というものがあると思われるのですが、そういう役割というものを全体を見ている外交の立場としてどう考えられるかということをお伺いしたいということがございます。

例えば前回出していただいた資料の中で、70年代の終わりからの核燃料サイクルの国際

的な評価のプロセスで、これは国際交渉ではない。国際的なある種の意見交換、アセスメントの場だと思いますが、そういうところでの調整だったり国内対策、ある意味では国内の対処方針策定という言い方をしていますが、そういうことは原子力委員会が中心になってやってきていると思われます。

最後は当然、外務省もかまれているんだと思いますけれども、そういう日常的なある種の国際的なアセスメントみたいなところに原子力委員会が関与していたこととか、あるいは同じく前回の資料だと、例えばインド、パキスタンの核実験などに対して一定の声明というか、ステートメントを出すこと、あるいは、日印の交渉についても交渉自体は外務省マターだと思いますけれども、その平和利用という観点からステートメントを出すこと、この辺りは、恐らく狭い意味での外交交渉ではないんだと思いますけれども、多分広い意味で日本が国際交渉をやっていく上での一定の役割を果たしていると思うのです。そういうある種の組織というか、そういうグループがあるということを外交上、大所高所からどう考えるかという観点で位置づけをお伺いしたいというのが1つです。

それから、多分それとも関連してくると思いますが、前回の近藤委員長の御発言の中でもありましたが、議事録がないので不正確かもしれませんが、よくも悪くも何でもやらなければいけないのが外交の仕事なので、過度に専門化するということは適切ではないのだけれども、他方、こういう科学技術の分野、特に原子力のような分野は、ある程度その継続的な専門的知識の蓄積がないと外交交渉は難しい面があると思うんです。

そのときに前回、近藤委員長は、外務省というのはなかなか審議会もないですしというお話をされていて、言われてみれば余り外務省の審議会というのは聞いたことがなくて、私も旅券審議会には出たことがありますけれども、そのくらいしか思い浮かびませんが、そうすると、そういう審議会という形ではなかなか専門的知識というものが通常担保されるわけではないといったときに、逆に言うとそこは外務省としてどうされるのかですね。

私の理解だと、例えばアメリカの国務省などというものはディプロマティックサービスとシビルサービスと、ある意味では両方省内に併存して中に抱えていて、昔の国家公務員Ⅰ種と外交官と両方持っているようなものだと思うんですけれども、ある程度その専門分野の人をシビルサービスとして中へ抱え込むというようなこともやっていたかと思うのですが、多分日本の外務省は必ずしもそうではないと思うので、やはりある種の純然たる外交ではない専門的知見をどうやってうまく活用していくかということは、特にこういう分野は必要だと思うので、人材だとか専門的知識をどう担保するのかという辺りの観点での外務省さんの取り組みと、逆にそういう観点から原子力委員会がどういう役割を果たしてきたのかという、ちょっと人的体制の面についてもコメントいただければと思います。

○大西座長　お願いします。

○外務省　最初の御質問は、原子力政策を企画立案する上での原子力委員会の役割ということだと思います。それは、もちろん大いにあるというふうに考えております。

それで、先ほど申し上げましたように、それは専門的なある程度の知見なり、所掌を持

っている行政府の中の関係省庁さんと原子力委員会の関係というところにどちらかというとかかってくると思いますので、我々はもちろん外交交渉を進めていく上で専門的な知見、相手はこういうことを言っているけれども、これはどういうことなんだろうとか、あるいは核燃料サイクルの話にも今の世界の情勢の中で核燃料サイクルをどう進めていったらいいのかというようなことは外務省が自分で考えることはなかなか、もちろん我々も我々なりに考えて関係省庁あるいは原子力委員会とお話をさせていただきますけれども、そこは専門的な知見から大所高所からの御判断というものが、それは国内の原子力産業をどうするかということも関連しての御判断だと思いますので、これは文科省さんであるとか経済産業省さんからお話があると思いますけれども、それを調整する機能として原子力委員会がもし役割を果たしているということであれば恐らくそのとおりだと思います。

あとは、人的な体制でございますけれども、外務省全体として、余り私は外務省全体のことを申し上げるだけの準備はしてきていないのですが、私のおります軍縮不拡散・科学部というところは非常に専門的な知識が必要なところでございまして、中には専門家として私どもの部署に2回目、3回目というふうに来ている者もいます。

外務省の中には実は専門官という制度がございまして、その中にも軍縮不拡散であるとか、そういう肩書きの専門官となっている者もおりますけれども、どうしても外務省の仕事はいろいろな部署でいろいろなことを処理しなければいけなくて、こういうところで訴えるのもあれですが、慢性的に人が足りないということがございまして、私の今いる室でもこの専門家と言える者が2人、3人くらいでしょうか。1人の人は私の部署にもう3回目の勤務で、ベテランで私と同じくらいの年の方がいらっしゃるんですけども、あとはほかの局で、例えば条約交渉で原子力関係、科学関係の条約をやってきた人が2人くらいというような形でございます。

また、外務省のローテーションの人材育成で難しいのは、例えばずっと同じ畑を歩かせる人をつくっていいのか。では、その人がずっとそういう畑を歩いてきた最後はどういうふうに遇すればいいのかということは永遠の課題という感じもしております、完全なこればかりやっているという専門家を育てるということはなかなか難しいというところがございます。

それから、民間の活力ということでございますけれども、予算の制約等もあってそれも十分にはできないということでございますが、日々の外交交渉、我々の仕事を処理していく上で専門家が必要だということはおっしゃるとおりだと思います。

○大西座長 それでは増田委員、全体にちょっと時間が押しぎみなので質疑応答は短く簡潔にお願いします。

○増田委員 わかりました。

2つあったのですが、1点目は前の委員がやられたのでカットします。2点目も端的に申し上げます。

前回、近藤委員長がこちらに来て、例の革新的エネルギー・環境戦略でずっと政府が原

発再稼働ゼロに近づいたので、アメリカがびっくりしたが、原子力委員会があるからいいやということで了解したと近藤委員長は言っているわけですね。

このことは、外務省が対外的な説明を事前にいろいろされたと思うのですが、それでは不十分で、原子力委員会があるということでアメリカは納得したと、こういうふうにも聞こえるんですけども、この近藤委員長の見解について外務省は一体どういうふうにお考えになっておられますか。

○外務省 エネルギー・環境会議の決定がなされる前に、政府としてアメリカとの関係で何をしたかということ、これは国家戦略室の当時の政務官でございました大串政務官を中心に、外務省も入った形で関係省庁でチームをつくってアメリカに行って御説明をしてきたということでございます。

それで、実は近藤委員長は先週おっしゃった、原子力委員会があるから大丈夫だと言って向こうが納得したというところの経緯については、私は必ずしもというか、全く知りませんで、IAEA総会が9月の下旬にございまして、エネ環会議の決定があったのが9月14日でございますけれども、次の週のIAEA総会に近藤委員長も出席しておられます。それで、いろいろな方と意見交換をされたと思いますので、そこで御説明をして、それなりに委員長は専門家の立場から御説明いただいたことで納得していただいた国もあったのかなというふうには理解しますが、原子力委員会があるから大丈夫というところは私もちょっと聞いて、どういう意味だったのかわからなかったところでございます。

○大西座長 山地委員、どうぞ。

○山地委員 2つ御質問させていただきたいと思います。

1つは、さっき城山委員がおっしゃったカーター政権のときのINFCEです。私はこれに参加した経験があって、確かに原子力委員会、外務省、日本を挙げて活躍した。同時に、そのときにはほぼ並行して日米再処理交渉を行った。その記憶もかなり鮮明なんですけれども、そのときは当時の科学技術庁の大臣だった宇野さんが非常に中心になって頑張られた。そのころ、宇野さんは原子力委員長でもあったんですね。

そういう意味での外交における原子力委員会の御活躍というのは記憶にあるんだけど、今は委員長は大臣じゃないですね。そうすると、今の段階でINFCEのときとか日米再処理交渉のときのような役割を原子力委員会が果たせる状態なのかどうか、外務省としての見解をお伺いしたい。

もう一つは保障措置ですけども、平和利用の担保、あるいは我が国の平和利用だけではなくて国際的な核不拡散のために保障措置は大事なのですが、今回、原子力規制委員会のほうに保障措置の話は担当が移るということですが、そのことに関して外務省としてどういうかかわりになるのか。そこをお伺いしたいと思います。

○大西座長 お願いします。

○外務省 1点目でございます。まさに今の日米原子力協力協定をつくったときに、包括的な再処理についての同意も取りつけようということで大変な交渉があったわけござい

まして、当時の先輩方の話なども伺ったことはございますけれども、まさに原子力委員会のほうとタッグを組んでオールジャパンとして交渉したということだと思います。

将来的に、もしそういうことで交渉を進めていくとなると、それは当然日本の原子力産業、あるいは日本の原子力発電そのものにとってどういうことが必要で、どこは押さえなければいけなくて、どこは譲ってもいいのかということは、外務省は自分で勝手には多分判断できないと思いますし、それを全部説明していただいた上で、では現場には我々外務省だけで行ってやってきますということにはならないと思いますので、状況が同じであればまた原子力委員会のほうの専門的な知見あるいは当時、委員の皆さんから交渉に参加していただいたのかどうかとか、その辺はよくわかりませんが、密接にどこをとるべきかというようなことについては御判断をいただくということだと思います。

ただ、そこについてももう一回先ほどに戻るようにございますが、それが本当に原子力委員会という専門家の方にそばにいていただいてやる必要があるのか。原子力委員会とは御相談しながら、実際には国内の関係省庁、専門的な知見あるいは判断のある省庁と基本的には密接に連携してやっていくのか。そこは交渉のやり方だと思ひまして、そこは外務省としてどちらでなければいけないということは、私の知見ではなかなか判断ができないということでございます。

それから、規制庁でございます。保障措置につきましては現在まだ文部科学省さんでやっているというふうに理解しておりまして、それが来年の4月に規制庁さんに移るということでございますので、外務省としては今まで保障措置について文部科学省さんといろいろ御相談して私どもがやるべきことをやったということが、4月には規制庁さんということで、御相談するところが変わるだけであってほしいというふうに思っております。以上でございます。

○大西座長 吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 まず1点、これは答えなくてもいいんですけども、山地さんのINFCEの話も一つの例ですが、外務省と原子力委員会の関係が歴史的にどう変わってきたのかというのは、私はしっかり研究したいと思っていますけれども、2001年の中央省庁再編という時点で大きな変化があったらうかと推察はしていますが、もし何かコメントがあればどうぞ。

それと、具体的には他に2つほどあるんですけども、1つ目は特に核燃料サイクル技術の場合には軍事利用、安全保障政策とのリンケージが密接だと思うんですが、具体的にそうしたリンケージの部分について秘密ならば秘密でいいんですけども、原子力委員会と外務省の間で具体的にどのような協議とか、あるいは分担とか、そういうものがなされたのか。若干、エピソードがあればお話しください。

それと、原子力政策の根幹を固めるのが原子力委員会ということなんですけれども、原子力委員会の政策大綱は2005年が最新で、あれで終わりそうなわけですが、その後、7年経っていて日印原子力協定、あるいはインフラ輸出、こういうものは必ずしも原子力委員会の政策根幹に基づいていないような気がするんですけども、その両者の関係というのは、

原子力委員会は脇役という理解でいいのかというのがやはり気になるところです。

ある人に言わせると、原子力委員会の頭越しにインドとの協定の交渉を始めたということも言われていますし、その辺についてもコメントがあればお願いします。以上です。

○大西座長　お願いします。

○外務省　最初の歴史的な変遷については、私は必ずしもよくわかっていないところがございますので、そこは申し上げられないのですが、2番目の核燃料サイクルと安全保障の関係でございます。もしかしたら昔、原子力委員会ができたころにはそういう議論が原子力委員会との間であったのかもしれませんが、最近でも規制庁さんをつくるときにその法律の中に原子力基本法も改正するというのがあって、日本の安全保障にかかわるというところが入ったのでございますが、そこは国会のほうで御議論いただいたものと理解しておりますので、私どもと原子力委員会との間では特に何のやりとりもございません。

3番目の、根幹は原子力委員会のほうで固めていて外務省がやるとは言うけれども、実際には例えば日印交渉とかインフラ輸出というのは原子力委員会に相談していないんじゃないかということです。ここはある意味、インフラ輸出を進めて日本の外交を活性化するのである。その中に原子力も含めるのだというのは、政権のほうの大きな御判断だったと思います。

最終的にはそこは政務等にお諮りして御判断をいただいて進めるということで、そういうふうにして進めることになったことを原子力委員会のほうに、こういう状況でございますというふうに御報告に行った。そういう構図だったと思います。

○大西座長　どうぞ。

○和気委員　短く御意見をお伺いいたします。国民とのかかわりにおいて、原子力委員会は公開審議が原則ですし、我が国の総合的な原子力政策についての方々の方向性が、パブリックコメントを含め、オープンな議論の中で決まるという会議組織体ですが、外交交渉をする上で、国内にこうした総合的な政策決定のプロセスが行政組織の中にあることが、外交戦略において何かメリットなり、交渉力への影響なりがあるのかどうかについて、ご意見を聞かせてください。逆の立場から見れば、交渉相手国が我が国のような政策決定プロセスをもっている場合と、そうでない場合とで、どちらが交渉相手としてやり易いのか、あるいは優位性をもてるのかなど、一概には言えないかもしれませんが、感想をお伺いしたいと思います。

○外務省　外交交渉というと何か秘密めいていて何も教えないでやるかのような感じがございますけれども、実は交渉自体をどう進めていくのか、相手とどういうやりとりをするのかというのは戦術にかかわるものでございますので、ここは確かに余り国会で御質問いただいても、これは交渉のことでございますのでお答えできませんということが多いです。

ただ、それによって行う外交の結果についてはやはりきちんと国民の御理解をいただき、国会でも御理解、納得いただくようなものをつくらなければいけないというのが私どもの考えでございます。

そうすると、原子力政策そのものの根幹をどうしていくのか、核燃料サイクルをどうするのか、それを国際的にどうやっていくのかという部分については、そこはやはり大きな政策の御議論があって、それはある意味オープンでやっていただいても構わないと思いますし、そういうことで結果を出していただいた上で、それを外交的に進めていく上で、例えば今インドとやっている交渉で、ではどういうタマをどう交渉しているのか。何を彼らに迫っているのか。どういうことならば譲歩できると考えているのかということ原子力委員会に全部御説明して、もしそれがオープンになりますと、それは相手に聞こえてしまうということがございますので、そこはある程度、中間の過程についてはオープンにしないで秘密というか、そういう形で進めさせていただくということは必要だと思います。

ただ、もう一回申し上げますが、例えば日本がこれから原発輸出をするのかどうか、そういうことをお決めいただく部分はオープンにやっていただいても構わないと思いますし、そういう意味でいえば委員会のような形でやっていただいても構わないのではないかと思います。

○大西座長 では、短くお願いします。

○伴委員 少し具体的な事例で見解をお伺いしたいんですけれども、原子力委員会はプルトニウム管理状況というものの情報を集めて公表しているわけですね。これは、IAEA等々で求められている以上のことを姿勢として示してやっているわけです。

それで、先ほど原子力委員会は根幹を決めていると、これは基本的な視点の一つだと思います。これに基づいて外務省がいろいろやっていますよということの説明だったのですが、この具体的な事例について外務省としてはどのようなことをやっているのか。多分、外務省として、国際的にそれをオープンにしていなと思うのですが、しているとすればそのことを、していないとすればどうしてなのかということをお伺いしたいと思います。

○外務省 申しわけございません。私どもの省に実は原子力をやる課がもう一つございまして、そちらのほうの不拡散をやっているので、保障措置の個別の具体例については私は知識がなくて、申し上げられないということではなくて、知らないということでございまして、申しわけございません。きょうは、お答えできないということでございます。

○大西座長 幾つか質問で、今すぐは答えられないという御返事もあったので、そのことについてはもし追加的に答えがあれば後で出していただければと思います。

私から総括的ですが、きょういただいた資料は3つに分かれていて、1番目が外務省はということで外務省の説明、2つ目が原子力委員会はということで原子力委員会に関する外務省としての理解が示されていて、3つ目で原子力委員会と外務省の関係ですけれども、ここでは外務省側が原子力委員会の関心に応じて説明を行ってきているということで、原子力委員会の側から外務省に何かコントリビューションがあるという表現はないですが、先ほどのニュートラルで考えたいということと重ね合わせると、直ちに原子力委員会がなくなった場合、外務省として特に問題を感じていないということでもいいのか。あるいは、政策のとりまとめ役とか、専門家集団としてそれにかわるものが何かないと行政上困ると

ということなのか。その点はどうでしょうか。

○外務省 昨年原発事故がなければ、それについてのお答えももしかしたら、ずっと申し上げられたと思うんですけども、事故をもとに、そもそも我が国が原子力をどうしていくのかという今は大きな御議論、既にエネ環会議のほうでゼロを目指して努力していくということで方針が明らかにされましたが、世の中は全く変わってきているという状況の中で私どもが外交を進めていく上で、一体新しい原子力委員会をつくるとしたらそれはどういう役割を果たされるのかということがわからないところがあって、そこで評価の部分がなかなか申し上げられないというところがあると思います。

もう一度申し上げますが、中身によっては専門的な知見をお伺いしたいという問題は当然これから出てくるとは思います。そういう意味で、そういう形で委員会の役割があるのではないかということとは言えると思います。

○大西座長 どうもありがとうございます。時間の関係もありますので、外務省さんからのヒアリングは以上としたいと思います。羽鳥室長さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして文部科学省からのヒアリングを行います。では、よろしくお願いいたします。

○文部科学省 文部科学省原子力課でございます。よろしくお願い申し上げます。

お手元に資料2というものがございます。「文部科学省と原子力委員会の関わりと今後の在り方について」ということで御説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして1ページ目でございますが、まず「文部科学省と原子力委員会との主な関わりについて」、文部科学省が仕事をしていくに当たって原子力委員会にどういう役割、あるいは機能を果たしてきていただいているかということを大きく4つに分けて整理をさせていただいております。

まず1ページ目に①、②とございますけれども、1番目として原子力委員会において原子力政策のオールジャパンの基本方針をまず提示いただいて、この方針に従って文部科学省においては具体的な施策の計画等を検討。この計画を検討した結果について原子力委員会でさらに評価・検討をしていただいた上で、文部科学省において具体的な実施を行っていく。そういう大きな流れになってございます。

「具体的な例」ということで、3つほどその下に挙げさせていただいております。

高速増殖炉をごらんいただきますと、まず原子力政策大綱で「高速増殖炉については2050年頃から商業ベースでの導入を目指す。実用化に向けた研究開発を推進すべき」とであるというようなことをお決めいただいて、これを受けて文部科学省では私どもの科学技術学術審議会というものがございしますが、ここにおいて高速増殖炉サイクルの研究開発の具体的な計画を検討いただいたところでございます。

②のところですが、この計画を改めて原子力委員会のほうに御説明させていただいて、それも踏まえながら原子力委員会のほうでは今後10年の研究開発に関する基本的な方針というものを決定し、これを受けて文部科学省で具体的な研究開発を実施してきたというよ

うなことがございます。

2 番目の例として「研究施設等廃棄物の処分主体の決定」のプロセスの関係ですが、①にありますように原子力政策大綱で「国は発生者や発生源によらず放射性廃棄物の処理・処分が可能となるようにすべきである」というふうに御決定をいただき、文部科学省ではこれを受けて、科学技術・学術審議会でございますけれども、研究施設等廃棄物の処分の実施主体について検討をいただいたところでございます。

その結果として、原子力機構が一元的に行うべきであるというような結論を得たというところでございますが、この結果を改めて原子力委員会に御報告をさせていただき、これを受けて原子力委員会では処分事業の速やかな開始の重要性、あるいは必要な法整備に当たっての留意点というものの見解を出していただいて、これに基づいて文部科学省では原子力機構法の改正を行い、原子力機構が処分主体として実施をしていくんだということで整理をさせていただいたところでございます。

3 つ目の例として核融合でございますが、原子力政策大綱あるいは原子力委員会で別途策定をいただいた「今後の核融合研究開発の推進方策について」というものがございしますが、こういったものを踏まえて文部科学省においてさらに具体的な推進方策について検討して、核融合の研究開発を現在実施してきている。そういう流れになっているところでございます。

2 ページ目をごらんいただけますでしょうか。3 つ目のファンクションとして予算の関係でございますが、原子力委員会は毎年度、概算要求の前に「原子力関係経費の見積りに関する基本方針」というものを決定されてきております。概算要求に当たって、各省庁でどういうことを重点的にやるべきだということをお示しいただくものということでございますが、文部科学省としてはこれを踏まえて概算要求を実施してきているという経緯がございます。

具体的な例として、平成25年度概算要求の例を2 つほど挙げさせていただいております。

1 点目として、現在の原子力政策においては東電の原発事故への対応が最も重要な課題であるというふうにお示しいただいたのを受けて、文部科学省では除染あるいは廃止措置に向けた研究開発等、福島対応の取り組みに係る予算を重点的に要求させていただいたという経緯がございます。

それから、2 点目として「使用済み燃料を直接処分することを可能にするための技術開発に早急に着手すべき」とであるという方針を出していただいて、これに基づいて文部科学省では直接処分に係る基盤的な研究開発に係る予算を新規で平成24年度要求に盛り込ませていただいたという経緯がございます。

大きく4 点目でございますが、3 つほど書かせていただいております。

1 点目は平和利用の関係ですが、先ほども話題に出ておりましたプルトニウム利用に関する透明性の確保の取り組みの一環として、原子力機構や、あるいは電力事業者においてプルトニウムの利用計画が公表されておりますけれども、原子力委員会においてこれを確

認するという作業を実施いただいている。あるいは、予算の関係で各省庁が原子力関係予算を要求するに当たって、その全体をとりまとめていただいて原子力委員会において集計、公表するというこゝもしていただいております。

最後は原子力機構との関係ですが、機構法上、原子力機構の中期目標の策定あるいは理事長の任命の際には原子力委員会の意見を聞くという形になっておりますので、そういう機能も果たしてきていただいているというところでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページは今、申し上げた仕事の流れをダイアグラムの形で示させていただいたもので高速増殖炉の関係でございます。

1点補足をさせていただきますと、高速増殖炉の研究開発については文部科学省だけではなくて経産省のほうでも実施をされていますので、原子力政策大綱を受けて文部科学省で具体的な計画を検討したというふうに先ほど申し上げましたが、経産省さんのほうは経産省さんの関係の部分について資源エネルギー調査会の原子力部会で具体的な検討をされて、これも合わせて原子力委員会に報告をし、先ほど申し上げた今後10年程度の間における研究開発に関する基本方針というものを原子力委員会で改めて決めていただいて、これに基づいて文部科学省及び経産省で具体的な研究開発を実施してきているという流れになってきております。

4ページ目は研究施設等廃棄物の関係、それから5ページ目は核融合の関係でございます。内容的には先ほど申し上げたとおりでございますので、詳細は省略をさせていただきたいと思います。

6ページ目をござんいただきますと、こういったものを受けてということですが、「原子力委員会の今後の在り方について」ということで、原子力委員会あるいはその後継機関になるのかもしれないですが、そういったものにどういった機能があることが望ましいと考えているかということで、文部科学省の関係局課で少し議論いたしまして3つほど整理をさせていただいたというところでございます。

1点目は、先ほど来からお話が出ておりますけれども、「原子力の平和利用」の担保の関係でございまして、これを裏づけるための中立的で権威を持った組織があることが望ましいと私どもとしては考えているということでございます。具体的にはそこにありますように、プルトニウム利用を始めとして原子力利用が厳に平和の利用にも限るということについて、今後とも信頼性の高い組織が国内外に対して透明性を持って発信をしていくことが重要であると考えておりまして、このためには各事業の実施主体からは一步離れた立場で、かつ一定の権威を持った組織が今後ともこのような機能を担っていくことが必要ではないかというふうに私どもとしては考えているということでございます。

それから、2点目として「原子力政策のオールジャパンの基本的方針の提示」ということで、原子力政策の企画立案に当たりましては各省庁にまたがるさまざまな分野の行政ニーズに対応する必要があるということに加えて、研究開発段階から実用化・事業化段階まで一貫して俯瞰した視点というものが必要になる。

こういった観点から、これまで原子力政策の推進に当たっては原子力委員会が政策の基本的な方針を示した上で、関係機関が当該方針に沿って一体となって取り組んできたというのは先ほど申し上げたとおりでございますが、今後ともこういったオールジャパンの基本的な方針を提示するような機能を担う組織というのはやはり必要なのではないかというふうに私どもとしては考えているということでございます。

それから7ページ、最後でございますが、3点目で「原子力政策の信頼性を支える専門的な立場での意見」ということで、原子力政策の実施に当たっては技術的な観点あるいは社会的受容性の観点等、専門的かつ幅広い観点から取り組みを評価し、信頼性を高めながら進めていくということが非常に重要であると考えております。

文部科学省においては、原子力の研究開発を進めるに当たって、原子力委員会における専門的な立場からのレビューを随時受けながら、研究開発方針や得られた結果の信頼性を担保しながら、継続的に研究開発を実施してきたというところがございます。

したがって、今後ともこういった専門的な立場で意見を述べていただくことが可能な組織というのが求められるのではないかというふうに私どもとしては考えているということでございます。

以上、3点ほど今後の期待される機能というものを整理させていただいたところでございます。

以上でございます。

○大西座長　ありがとうございました。

それでは、今の文部科学省さんからの御説明に対して質疑応答を行います。簡潔に質疑応答を行うということで御協力ください。

今度は和気委員のほうからいきたいと思いますので、和気委員からありましたらどうぞ。後でも結構ですが。

○和気委員　後で結構です。

○大西座長　それでは、吉岡委員どうぞ。

○吉岡委員　ありがとうございました。

私は最後の3点、「今後の在り方について」については多くの点で意見を同じくするものであります。エネ環会議の決定も出たわけですが、原子力発電からの出口戦略というのが、恐らくこの新しい原子力委員会として、その主要ミッションになる。それがよいと思っていて、その場合に大所高所というか、第三者、中立的というふうに第1番で書かれているんですけども、第三者的というような観点も大事であって、そういう立場から種々の課題に対処しつつ出口戦略を探っていくということがいいと思っているんですけども、第三者性といいますのは実施主体というのはやはり事業を残したいという非常に強い動機づけが働くわけです。

だから、各省庁に任せたのではいろいろな事業を残すというような方向に決定が流されやすい。それを第三者的立場で、かつエネ環会議などの大きな政策に沿って方針を示して、

それが政策大綱という形になるかどうかはわかりませんが、それに基づいて各府省が業務を進めていく。

そういうふうにすればいいのかなと私は思っていて、何となくそれに近いようなことが書かれておりますけれども、いかがでしょうか。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○大西座長　いかがでしょうか。

○文部科学省　中立的と書かせていただいたのは①のところでございまして、私どもが主に意識しておりますのは、やはり日本の平和利用についての目が外国から向けられているときに、実施主体と一步離れた立場から、それを平和利用で確かにやっていますということをきちんと説明していただくような、そういった機関があることが望ましいのではないかという趣旨で書かせていただいたということであろうかと思えます。

今後の大きな方針についてはむしろ②のところだと思うのですが、そこについては各省庁がそれぞれ実施主体という観点のみならず、全体としての意見調整を行うような機能というのはいずれにしても必要であろうという観点から、そういった大きな方針を示すような検討をする場というものはあってもいいんじゃないかという趣旨で、むしろ②のところで書かせていただいたということだと理解しております。

○大西座長　では、山地委員お願いします。

○山地委員　ここに書かれているように、文科省と原子力委員会との主なかかわりというのは研究開発のところだと理解しています。その中で、研究開発面で原子力委員会が今まで果たしてきた機能というのは総合科学技術会議というものが別途存在するわけですね。そこで調整できないものなのかという疑問が湧きます。

つまり、原子力特異性と言われて、総合性とか長期性がありますし、それから何といっても平和利用の担保がある。平和利用の担保自体は、また別途議論する機会があらうかと思うのでここでは取り上げません。

総合性、長期性ということから考えて、確にかつては研究開発規模からいっても国家プロジェクトであって特別扱いして、宇宙とか原子力とかということを取り上げてきた。これは歴史的にはわかるわけですがけれども、現状においてそれが総合科学技術会議の中で取り扱えないものかということ、そうでもないのではないかというふうに私には思えるんです。もちろん平和利用の担保はまたちょっと別です。

それで、中立性という話を先ほどされて、それは平和利用の担保とリンクさせるとおっしゃいました。そう言うけれども、原子力だけ特別の評価機関というか、政策決定というか、諮問、意見を言う機関をつくると、どうしてもそこだけが既得権益的になって変化させにくいということになる。

やはり、総合的な科学技術政策の中で原子力の科学技術も調整していくという大きな枠組みのほうは私は望ましいんじゃないかと思うのですが、文科省さんの今の説明だと中立性というのは平和利用の担保だとおっしゃったので、では総合性とか長期性というのは原

子力委員会でないといけないのか。そこはどう考えられますか。

○大西座長　いかがでしょうか。

○文部科学省　おっしゃるように、CSTPの一つのブランチとして原子力を取り扱うようなところをつくって、そこで議論すればいいじゃないかという考え方はあり得るかというふうに私は個人的には思います。

ただ、今おっしゃったように、ほかの科学技術分野とちょっと違うのはやはり平和利用のところであろうかと思います。これは原子力基本法に従って平和利用が規定されており、その一種、お目付役として原子力委員会みたいなものがあるといった位置づけであろうかと思うので、そういったものをいかに担保していくのかということはぜひお考えいただきたいんじゃないかと思います。

ただ、我々は別にそういう機能が必要だと申し上げているだけであって、今のような形で原子力委員会みたいなものがないと絶対だめだということを申し上げているわけでは必ずしもないということは御理解いただければと思います。

○大西座長　増田委員、どうぞ。

○増田委員　今の御質問とも重なりますけれども、私も平和利用についての①は、やはり中立的で権威を持った組織というのはなるほどそうかなと思うんです。

ただ、②と③について。オールジャパンの基本的な政策というのは、一般的にはほとんどすべて省庁が調整してやっていると思うんです。それを特別に別の組織ということをして、この資料のペーパー上、「「原子力」という分野の特異性に鑑み」というところで説明しているんですけども、ではここで言う原子力という分野の特異性は何なのかというところが今の説明を聞いてもわかりづらいんです。それを何かもっと補足できることがありますか。

○大西座長　いかがでしょうか。

○文部科学省　繰り返しになるかもしれませんが、②、③の機能が必要だとは申し上げているんですが、それを今みたいな形で独立させていなければいけないというところまで申し上げているつもりはなくて、おっしゃるようにほかの分野も同じじゃないか。そういった各省の調整が必要じゃないかという意味においてはおっしゃるとおりだと思いますので、その横並びのような形でその機能を整備すればいいじゃないかということをもしておっしゃっているんだとすると、それはおっしゃるとおりかなという感じはします。

したがって、原子力の特異性は何かという、その直接の御質問に対しては、分野としてはほかの科学技術と少しやはり違う色彩がございますので、ほかの科学技術分野と全く同一、あるいは同じ土俵で議論をして議論が尽くせるかどうかというのはちょっと議論があるかと思うので、原子力の専門的な知見を持った方の集まりをつくっていただいて、そこで議論いただくというのが一つの考え方かとは思いますが、だからといって組織的に全然違うところでやらなければいけないということを必ずしも申し上げているわけではないということでもあります。

○大西座長 補足しますと、特異性とおっしゃっているのは平和利用に関することと安全性に関することが浮かんできてくるんですけれども、そういうことを含んでいるんですか。

○文部科学省 そうですね。あとは、実際にエネルギー政策と例えば直結をしているとか、そういった意味での特異性というのはあり得ると思います。

私どもの場合は、ほかの科学技術政策との大きな違いといった場合は、そういうところが違うのかなと思います。

○大西座長 伴委員、ありますか。

○伴委員 吉岡委員の質問とちょっと重なってくるところがあるかもしれないんですけれども、2番のところでは、

これを読みますと、原子力の推進に当たってはというような前提で書かれているように思うんですが、今、2030年代までの時間をかけて原子力をたたんでいこうというような方向に国の政策が向かっている。そういう中において、オールジャパンの基本方針の提示というのはどういう意味なのか。あるいは、オールジャパンで基本方針を決めて撤退の方向のものをつくっていかないとだめなんだ、これを原子力委員会あるいは新しい組織に期待をしているというふうに読んでよろしいのでしょうか。

○大西座長 いかがでしょうか。

○文部科学省 それは、政府全体の方針に従って、それを具体的にどういうふうの実現化していくかということをこういった政府全体のところで御議論いただくということであろうかと思うので、その具体的な基本方針に従って各省庁は進めていくという意味においては全体の方向性がどちらなのかということによらず、基本的にはその方針に従ってそれを具現化していくプロセスだという意味においては、多分おっしゃったとおりかとは思いますが。

○伴委員 それで、今度は国家戦略室のエネルギー・環境会議がやりますよと、こういうふうになっているわけですね。

それに対して、やはり原子力委員会が必要なんだ。新しいそういう組織が必要なんだということで理解すればいいんですか。

○文部科学省 繰り返し申し上げますが、我々としてこういう機能が必要だと申し上げているだけであって、別に原子力委員会ないし、その後継の独立した組織がどうしても必要だと申し上げているつもりは全くありません。

この機能をエネルギー・環境会議のほうできちんと果たしていただけるということであれば、それはそれで一つのオプションであるというふうに理解をします。

○大西座長 城山委員、どうぞ。

○城山委員 この委員会のミッションは原子力委員会の今後のあり方を考えるということなので、若干、裏口からというか、範囲を超えてしまうのかもしれないんですけれども、大きく原子力行政を見たときに、安全規制のほうの話は規制委員会をつくる話で、安全委員会と規制庁のほうの話で処理されているところだと思うんですが、逆に残っている課題

は推進か、出口戦略かは別として、ある種の研究開発みたいな側面を全体をどうガバナンスしていくかという問題だと思うんですね。

そのときに、ある種の全体方針の策定や構造的なチェックを原子力委員会がやるのか、CSTPがやるのかというさっきの話と同時に、そもそもある種の研究開発戦略を考える根っここの部隊というのはどういう形できちんとあり得るのかという話も、狭い意味での原子力委員会の話ではないんですけれども、やはり必要な論点なのではないかと思うんですね。

そういう意味でいうと、今までその部分を文科省さんが担ってこられていてということはまさにそうだと思うんですけれども、現実にはそもそも2000年の体制が変わった辺りからだんだん変わってきていると思うんですが、今度も恐らく不拡散の話が規制委員会のほうにいきますという中で例えば文科省の、最終的にはこれも独法がどこの管轄になるかによって変わるのかもしれませんが、必ずしも研究開発自体のある種のベースを考えるとところですね。上からチェックをするところじゃなくて、そこの機能のあり方自体として現状でどういう課題があり、今後そういうある種の機能を、出口戦略を考えるにしろ、どちらにいくにしろ、多分どこかには維持しなければいけないんだと思いますけれども、その現状と課題なりということはどういうふうに認識されているのでしょうか。

○大西座長　お願いします。

○文部科学省　文科省における具体的な検討における現状と課題ということかと理解をしましたけれども、基本は先ほど申しましたように原子力委員会で大きな方針を示していただいたものに基づいて、その具体的な計画とかを私ども自分の守備範囲について、文部科学省の守備範囲について具体的にどういうステップで進めていくかというのをさらに詳しく検討した上で、それに基づいて実施をしてきているということではあります。

したがって、その面において何か今、大きな課題を認識しているということでは必ずしもないかと思います。

○城山委員　多分うまく伝わらなかったと思うので、要はどこが方針を示していただいてもいいんですけれども、その研究開発の具体案を考えていくという機能を文科省は担っていたんだと思いますが、文科省自身、人も減るわけですね、恐らく不拡散等の担当部署は規制委員会に行くわけです。その際、どういう人事運用をしたかにもよると思うんですけれども、ベースとなるちゃんと研究開発戦略を考えるということに関して、文科省内部の人材養成だとか、そういうところはそれで十分成り立っているんですか。

逆に言うと、日本政府全体として考えると、そういうことを考える機能はどこに配置するんですかということです。場合によっては集約的に配置しないとそもそも人繰りがつかないということもあり得るので、そういう点をどう考えるのかということです。

○文部科学省　そういう意味では、今おっしゃっているのは多分、保障措置に関することとか、あとは安全規制の関係で研究炉の安全規制とかを文部科学省はやっていたのが規制庁に移るとか、あるいは保障措置の実施部隊が規制庁さんに移るということではありますが、私のところの原子力課が基本的には推進サイドと言うとまた怒られるかもしれませんが、

研究開発を進めていくための基本的な戦略なり方針というのを文部科学省の中では担当しています。

ここの部分については大きな変更はございませんので、そういった意味で特段、人員的に例えば不足になっていくとか、そういうことが予見されるという状況では必ずしもないというふうには思っていますので、その部分について特段、今後支障が出ていくということではないかと思います。

○城山委員 人的規模が少なくなっても規模の利益は関係なく、ある程度その狭い中でちゃんと人材養成は継続的に文科省の中でできるという判断ですか。

○文部科学省 規模といっても、研究開発自体は全く影響を受けないと思うんです。

繰り返し申し上げますが、何が規制庁さんに移るかという試験研究炉の安全規制のところですね。今までも、研究開発の進め方についてはそちらのほうは直接関与してこなかった。保障措置もそうです。そういったところが今度規制庁さんに移るということですから、別に我々は研究開発という意味において全体の守備範囲が小さくなるということでは必ずしもないというふうに認識しておりますし、それを担当する部局においても特段、変更があるということではありませんので、そういった意味では従前どおりの役割を果たしていくことは十分可能であるというふうには思っています。

○大西座長 浅田委員、お願いします。

○浅田委員 私の質問も原子力委員会との関係の話から少し離れるかもしれませんが、原子力の平和利用についてお聞きしたいんですが、日本は原子力平和利用については世界に冠たるという形で、非核兵器国の中では濃縮と再処理が認められているし、原子力を実際に本格的にやっている国としては初めて統合保障措置に移行することが認められたということに見られるように、かなり平和利用に関しては自信を持ってきているわけです。

では対外的にどうかといいますと、日本の国内保障措置というのが外国においてはさほど高い評価を受けていないんですね。一体どこに原因があるのかということをつつも疑問に思ってきました。場合によっては外務省さんが触れられた問題と同じような問題、つまり省内のローテーションで専門家が育たないといったことが原因としてあるのかもしれませんが、いずれにせよ、平和利用の担保とか発信とかという場合には、対外的にそれがどれだけ信用されているかということが一番大事だと思うんですね。ですから、日本の国内保障措置の国際的評価が低いとすれば、その原因はどこにあるのかについてお聞きしたいと思います。

国内において、日本が平和利用をしていないと思っている人はほとんどいないと思いますので、海外における受止めが大事なんですけれども、その辺りが、文科省ができる前の科学技術庁の時代から国際的評価の面ではそうであったということを聞いていますので、省庁再編の問題ではない。そうすると、どこに原因があるかということについて、日本の評価が低いということを言ってその原因を聞くというのは誠に申しわけないんですけれども、もしお考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、外国において日本がどのように見られているのかということとの関係では、対外発信がかなり大事だと思うんですけども、これは平和利用ではなくて安全との関係で、福島事故の後のデータ、その他の発信、あるいは対外説明というのが当初の段階ではかなり不十分であったと思うんですが、そういった安全の部分も含めて日本の平和利用・安全について対外的にどのように発信したらいいかということは、文科省さんだけでは無いと思いますけれども、全体としてどのように考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

いろいろなところで、さまざまな文書を英訳して発信するということを考えられているとは思いますが、実際にはあまり実施されていないような印象を受けます。そういうものがない限りは、対外的には日本の平和利用が理解されないと思うんですね。その辺り、文科省さんだけの話ではないと思うんですけども、現状と課題についてお尋ねしたいと思います。

○大西座長　お願いします。

○文部科学省　まず、1点目の保障措置の評価が低いということについては、すみませんが、私のところは直接保障措置を担当しておりませんで、現状どうなっているかを細かく承知しておりませんので詳細にはお答えできません。

ただ、私の理解は、保障措置をするに当たっては、これは国内の査察官は行っていますが、IAEAから実際に査察官が来られて査察と一緒にしているという状況で、その結果として核兵器への転用はないんだということをIAEAがきちんと周りに表明をしていただいているということだと理解をしていますので、その中において日本で行われている保障措置の信頼性が低いというふうに国際的に評価を受けているということでは必ずしもないんじゃないかと私は理解をしています。

○浅田委員　日本の保障措置の評価といいますのは、日本の国内査察における日本の査察官の評価です。

○文部科学省　すみません。繰り返しになりますが、査察官の評価について具体的に今は申し上げられないんですが、ただ、限られた人数でやっておりますので限界はあろうかとは思っています。

これがもし足りないということであるとすると、今後、多分規制庁さんでお考えになればと思うんですが、そこをいかに強化していくべきか、その場合はどうしていくのかということはお考えいただくということなのかとは思っています。

それから、2点目の情報発信については、対外発信は非常に重要であるというのはおっしゃるとおりということで、原子力委員会さんでもいろいろと意を用いて情報公開をされていると思うんですが、我々も文部科学省はどうかという御質問であれば、文部科学省においてもいろいろな情報を出させていただいているということで、特に原子力機構での活動については透明性が非常に強く求められておりますので、非常に細かいことも含めていろいろな情報を公開させてきていただいているということですので、現状で十分

かという議論はあり得るかもしれません。

我々はかなりやっているつもりではあるんですが、引き続き努力をしていくということかとは思っています。

○浅田委員 すみません。対外というのは、外国に向けてということですか。

○文部科学省 いろいろな公表の仕方があるんですが、基本的にはインターネット上で英文に訳しながら公表するということもやらせていただいておりますので、そういった意味での対外公表というのはさせていただいているということかとは思っております。

○大西座長 どうぞ。

○和気委員 1点だけ、文科省の科学技術・学術審議会のもとで原子力関係部会にかかわらせていただいて、その中で得た私の個人的な感想ですが、原局で様々な原子力研究開発関連予算の編成を含めた審議をしておりますけれども、現状のやり方を見る限り、研究開発全体の戦略的な方向性を審議するという場にはなっていないと思います。原子力委員会などで大方の指針が決まったなかで、予算編成等の具体的な評価や審議が行われているという構図になっていると思います。

したがって、今のような原子力委員会の形がどうか、他の会議・組織体を新たにつくる方がいいかなどは別として、少なくとも原子力研究開発の戦略的な大枠を決める場は必要ではないかと思います。

○大西座長 よろしいでしょうか。

それでは、もう一点、経済産業省さんからのヒアリングがありますので、文科省さんについては以上とします。どうもありがとうございました。

それでは、次に経済産業省さん、特に資源エネルギー庁にかかわるところであります、最初に御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○経済産業省 経済産業省資源エネルギー庁でございます。今日は、意見を述べる機会を設けていただきましてありがとうございます。感謝いたします。

資料3でございます。大きくは「これまでの原子力委員会の役割」と、2ページ目は「今後のあり方について」ということでございますが、1ページ目についてはこれまでの外務省さん、文部科学省さんの御説明とも重なるところがありましたので、かいつまんでポイントだけを言わせていただきます。

原子力委員会では原子力政策大綱、これは原子力政策全般の話でございます。それからプルトニウム利用計画の確認、これは平和利用の担保のところでございます。こういった面について、大所高所から検討・審議をしてきていただいて重要な役割をこれまで果たしてきているということ、これは我々としても非常に感謝を申し上げたいところでございます。

(2)でございますが、核不拡散、エネルギー利用、研究開発、これはいってみればここにいる3省庁の関係でもございますけれども、核不拡散は外務省中心に3省庁が連携をして、エネルギー利用というのは主に経済産業省が原子力発電という部分で担ってきたと

ころでございます。研究開発は文部科学省が担ってきたところでございますが、こういったように非常に政策分野が多岐にわたり、なおかつ核不拡散のように非常に機微な案件を抱えており、複数の省庁がかかわっているということでございます。

こういった政策分野、原子力という部分について横断的かつ中立的、専門的な立場から検討・審議をしていただいている。そういった意味での原子力委員会の機能というのは、極めて重要であったのではなかろうか。これまでも類似のお話が出ておりますけれども、行政、省庁の枠を超えて、なおかつ中立、専門的な御意見をいただくという場は非常に重要であろうというように考えております。

2 ページ目にいつていただきたいと思います。2 ページ目を中心に、今後どのようなことが必要かということをお説明したいと思います。

「今後のあり方について」で、(1) と (2) は基本的にはこういった機能が必要だということを我々の意見として述べさせていただいております。

(1) でございますが、長期的・総合的・国際的な観点、これは先ほど山地先生からお話が出ておりましたが、長期的な視点というのはやはり1年、2年の話ではなくて10年、20年ということになったときに、それをできる限り中立的・専門的に見ていただくということが重要ではないかという視点。それから、総合的と申しますのは施策の統一とか、課題とか、意見の集約とか、そういった意味で総合的な視点。それから、国際というのは核不拡散、プルトニウムの管理など、国際的な視点で対応しなければならない。そういった観点から、省庁を超えて横断的・専門的に検討・審議し、その計画的な遂行を図る機能は引き続き重要だというように我々としては考えております。

こういった分野として、例えばどんなものがあるかということでございますが、大きく2つ掲げさせていただいております。

まずは、類似のお話が出ておりますが、「原子力の平和利用の担保」です。「プルトニウム利用計画の妥当性の確認」、これはもちろん保障措置とも関係いたしますが、やはり平和利用の担保というのは独自の切り口でこれは大きなものとして必要であろうと考えております。

②でございますが、「技術的側面を持ち、かつ長期的な視点、各担当省庁を超えた幅広い議論が必要な政策の方向性の確認」、こういったものが必要ではなかろうかと考えております。

先ほど山地先生から長期的、総合的、そういったもの以外で何があるかということがございましたが、私が個人的に思うのは、1つは放射性廃棄物の最終処分、これは残念ながらまだ候補地の選定なり、そういったものは非常に難しくまだ決まっておりません。放射性廃棄物の最終処分についてはもちろん安全性の問題もございますが、地元の関係者、もちろん行政内部の調整もございます。さまざまなステークホルダーがいて、非常にその問題が複雑でございます。

なおかつ、最終処分ということになりますと、廃棄物であれば優に100年、1000年、1万

年とかかるかもしれない。こういった課題について、その方向性について単に行政機関だけが判断することでいいかどうかということは非常に御議論があらうかと思います。そういった意味で、最終処分のあり方について、これをできる限り中立的・専門的に御議論いただくという場が必要ではなかろうかと思います。

それから長期的な研究開発、これは先ほどの文部科学省さんの話とも関係しますけれども、短期の予算の配分とか、そういったものについては行政の査定などで処理できると思いますが、やはり5年、10年、あるいは20年という研究開発については一定のその専門的・中立的な立場からの御意見が必要ではなかろうか。

それからもう一つ、これは残念ながらという話でございますが、東京電力福島第一原子力発電所で事故がございました。これについての廃止措置は、今は中にある核燃料は圧力容器、格納容器のところまでいって、今はデブリの状態になっているわけでございます。こういったものの処理をどうするのかということについては、30年、40年のタームがかかります。

この方向性については、実は原子力委員会でも昨年、一定の方向を出していただいているんですが、これは非常に難しい問題でございますし、地元なりとの関係もございますし、こういった問題についての中立的な見解を述べていただくということは重要ではなかろうかと思っております。

最後の（３）でございますけれども、「上記の検討・審議のプロセスや場の設定については、様々な選択肢があり、今後検討が必要」、これは何を申し上げているかというと、経済産業省として何か今後こういった機能を担う場を、例えば今の原子力委員会を維持しろとか、そういったことの成案を持っているわけではなくて、こういった機能が必要ですのでこれについてはさまざまな御議論があらうかと思います。

ぜひ、委員の皆様の御意見をいただいてまとめていただければと思いますが、例えば審議会か否か、大臣ヘッドか有識者がヘッドなのか、国会同意が必要か、勧告権あるいは決定権、そういったものが必要か云々、あるいは総合科学技術会議のような形がいいのか、宇宙政策委員会のような形がいいのか等々、いろいろな御議論があらうかと思います。

それについて、我々は今これがいいということを判断する、あるいは成案を持っているわけではございませんが、そういったことをこういった（１）（２）のような点を受けて、ぜひ御議論いただければと思います。

ちなみに3ページ、最後のページでございます。これはもう御案内のことと思いますが、現在の原子力委員会設置法の所掌事務の抜粋でございます。第1項から第8項まででございますけれども、原子力利用に関する政策といった非常に大きな枠組みのものから、試験及び研究の助成、技術者及び研究者の養成、あるいはその情報の収集等と少し細かいものまで入っている。こういったものの中には、もうその時代としては余り必要性がないものも場合によってはあるのではないかと。短期的なものとか、そういったものについてはあえて掲げなくてもいいのではないかと。思うところはございます。そういったものの整理

が最終的には必要になろうかと考えております。

以上でございます。

○大西座長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に入ります。これについても、簡潔にお願いしたいと思います。これは、もう一回戻ってこちらからいきたいと思います。御質問があれば、浅田委員からお願いします。

○浅田委員 2ページ目のところで、これまでのような原子力政策の省庁横断的・専門的な検討・審議を行い、その計画的な遂行を図る機能が重要だということで、しかも省庁横断的ということですので、委員会かどうかは別にして、何らかの独立したものが必要だということだと思うんですが、最後のところで、場の設定についてはいろいろ選択肢があり得るということで例をいろいろ挙げられました。経済産業省さんとしては現在までの原子力委員会について何か機能面、あるいは権限面、その他で不十分であるとか、あるいは問題があると感じられた部分があれば、そういった点を御紹介いただければと思います。

○経済産業省 問題とか、不十分ということは考えておりません。

ただし、原子力委員会ができたのは昭和30年からですからもう50年以上経っています。途中、少し委員会の設置の改正がございましたけれども、基本的には50年以上にわたって対応してきて、政策の大きな方向性なりを決めていただいて、それは非常に我々としては大きく評価をしているんですが、先ほども3ページ目の所掌事務などで見ていただいたように、例えば毎年の予算の見積もりの方針を立てましようとか、そういったものが今でも入っているんですが、やはりこういったものは少し必然性が乏しくなっているのではないかな。

したがって、所掌事務とか、そういった中身について少し整理する必要があるのではないかなというふうには思います。決して不足とか、何かここがおかしいということではなくて、少し性格が変わってきているものがあるので、それはやはり整理してもいいのではないかと考えております。

○大西座長 どうぞ、城山委員。

○城山委員 先ほど文科省さんにお尋ねしたのと同じようなことをお尋ねすることになるかもしれないですけども、先ほどの文科省さんも今の経産省の資源エネルギー庁さんのものも、ある種、原子力委員会というのはそれなりの機能を果たしてきていて、それは微修正する必要があるかもしれないけれども、何らかの形で維持する必要があるという評価だったと思うんですが、若干ほめ殺しの感じがしないでもないなと。

つまり、原子力委員会は機能していたという前提で話されているのですが、それは本当に機能してきたということを意味するのかということとところで前提の問題もあるわけです。先ほど和気委員のお話にもありましたけれども、文科省の中ですら、原子力として本当に統合的なR&D戦略があったのかという問題提起だと思うんですが、多分、今のような原子力をめぐる状況というのは変わってきて、ここで今お話にあったような最終処分とか、むしろ

出口戦略を見据えた研究開発のあり方とか、まさに重点的なきちんとした議論が必要なときに、つかさ、つかさはそれまでどおりやっていてある種の調整機能が必要だと、そういうレベルの対応で本当にできる話なのか。もう少し根っこのところから、場合によってはきちんと考えていかなければいけない部分もあるのかなと思います。

そこはチェックされるほう、するほうではなくて、むしろ根っここの部分の研究開発戦略、これはどこがやるかは別として、どういうふうにやったらいいのかということではもうちょっと問題意識を持ってられないのかということをお伺いしたいということでもあります。

例えば、経産省さんでも、既に今回の事故の前でも中に保安院というものがあり、他方で当時は推進だと思いますが、その研究開発のほうがあったときに、どちらかというやはり研究開発のほうの手薄になっていて、例えば標準化戦略みたいなものがなかなか議論できないというようなことを伺ったことがありますけれども、逆に言うとも見る方向は多分、今後は変わってくるんだと思いますが、最終処分のあり方にしろ、研究開発、出口戦略を見据えるにしろ、そういうことをきちん考える人材なり、グループなり、能力をまず根っここのほうできちんどうするかということも重要だと思うんです。

そういう観点で、どういう問題意識を持たれているかということをお伺いしたいということでもあります。

○大西座長　お願いします。

○経済産業省　ありがとうございます。非常に難しい問いかけでございまして、あるいは非常に本質的な問いかけだと思います。

我々は行政機関として原子力の利用といった面に責任を持っているわけですから、そういった意味での人材なりをしっかりと確保して育成をしてその政策を推進していくということがもちろん本業でございますから、それにまず傾注することが大事であります。そのための体制づくりというのは、もちろん我々はやらないといけないと思っています。

その観点からいうと、これはあくまでも私見でございますけれども、例えば先ほど申し上げた放射性廃棄物の最終処分について、これはやはり最終的には行政が責任を持ってやらないといけませんし、政府が責任を持ってやらないといけないとすると、それはちゃんと経済産業省からしっかりやればいいのかというのも極論としてあるわけでございます。

それは、我々としてはぜひやりたいということがあるわけでございますし、それを仕切っていこうということをぜひやっていきたいと思いますが、一方でその透明性を持ってしっかりとやる。これは、我々ももちろん透明性を持ってやるし、中立性を持ってやりますし、専門家の意見も聞いてやるわけですが、それでも関係者が非常に多く、皆さんの意見を集約して施策の統一をやっていくというときに、その外部の機関というか、しっかりとした有識者なり何らかの機能があって、そこの御意見をいただいて、最終的にそれを踏まえて政府として最終判断をするということもやはり一定の有効性というのはあるのではないかと。

最終処分のような話は極めて難しいので、そういったものが引き続き重要なことを担うのではないかと、我々は今のところ考えているということです。

ただし、本来はそれは行政機関がしっかりと責任を持って関係者の意見を聞いてしっかりまとめていくということがあってしかるべきというように我々としては思っております。

○大西座長 伴委員、どうぞ。

○伴委員 2つありまして、廃棄物のことは先ほどお答えいただいたと思うんですけれども、最終処分のあり方というところを、機能として維持していくことが必要だというふうに書かれているんですが、あり方の具体的イメージがつかない。

というのは、これまで基本的に、エンドポイントを高レベル廃棄物の地層処分というふうに決めて方向性が示されて、それに基づいて法律ができて、NUMOができて、経済産業省の放射性廃棄物等対策室のほうでやっている。こういう構造になっているわけですね。その上で、そのあり方というのはどういうことをイメージされているのかがちょっと見えなかったので、お伺いしたいと思うのが1つです。

2つ目は非常に露骨な言い方かもしれませんが、3ページのところで今3番目はもう要らないんじゃないかというような話があったんですけれども、経産省として今の所掌事務の中で要らないと考えているものがほかにあれば教えていただきたいと思います。

というのは、政策に関することと予算のことというのは結構リンクしているところもあるのかなと思うし、なくてもいいのかなと思うんですけれども、その辺のところでそのほかの事例を挙げていただければと思います。

○大西座長 お願いします。

○経済産業省 ありがとうございます。

1点目の最終処分については今、伴先生が言われたことが今の大きな方針なんですけれども、それを何か云々するというのではなくて、例えば最終処分というのはそれこそ最終的には本当に場所をどこに決めて、どういうふうな形の処分、処理をしていくのかということまで決めて、なおかつそれをずっと管理していかなければならないといった義務というか、それが生じるということでございます。

それは、単純に簡単に短時間では決まりません。でも、それを決めていくときに信頼性のある行政機関がしっかりとそれをやれるという体制、これはもちろん一番望ましいんですけども、なかなかそういうようなことにもなっていない。あるいは、それを決めるときにさまざまな専門家の意見を聞かないといけないというようなときに、こういった中立的で、専門家がいて、それをある意味しっかりと確認をしていただける。そういった機能というのは、引き続きやはり重要なのではないかと我々は考えているということでございます。

その答えが、こういったことだということを我々は確と思っているわけでありませんが、そういった意味でそういった機能がまさに行政で最終処分を決めていくという過程で非常に重要なウエートを占めるのではないかと考えているということでございます。

それから、2点目は私の個人的な意見というようなことになりますが、率直に言わせていただければ、例えば関係行政機関の事務の調整に関することというのがあるんですが、さすがに事務を調整するというのはどこまでの範囲かというのがあるんですけども、細かいところを調整するというのはどこまで書くかということのような気はいたします。

それから、経費の見積もりというのは非常に長期的なものではなくて、短期的なものを見積もってそれを処理していこうということであれば、それはある意味、予算の査定というようなことでもありましょうし、そういったものをこういった大きな枠組みを決めて、長期的・総合的・国際的に決めていこうということに仮に絞っていくとすると、必然性はやや乏しくなっているのではないかというように感じるころはございます。

○大西座長 増田委員、どうぞ。

○増田委員 ちょっと禅問答みたいな言い方になるかもしれないんですが、このエネ庁さんの文章の中で中立的という言葉は特に使っていないですね。

それで、先ほどの文科省さんのほうは平和利用のところで中立的とおっしゃっているんですが、長期的・総合的・国際的、特に長期的というところについて、エネ庁さんは中立的と今、何回かおっしゃった、それはどうも政治家を排除するという意味の使い方、政治性を排除するということではないかなと思ったんですが、私は長期的なということと中立的ということは必ずしもイコールじゃないと思うんですね。

長期的課題というのは、日本で長期的であり、すごく重要な課題というのは原子力だけではなくてほかにもいっぱいあるわけで、例えば社会保障などはまさに長期的で、年金の制度設計などもそうです。これは政治的判断としてどういう社会をつくるかということが背景にないと、それはつくれないですね。ここで言う専門的とか専門性というのは科学技術的な面で非常に深い知識がないといけないので、これは私はある程度わかるんですね。

むしろ今、説明を聞いていてちょっと思ったんですが、放射性廃棄物の最終処分などは非常に重要な問題なんですが、これは中立性のあるところで幾ら禅問答みたいなことをやっても決まらないので、政治的な決断できちんと決めなければならない。もちろん、本当に民主主義で何万年という将来に影響を及ぼすもの、民主的な今の我々のルールで決め切るのかどうか。本当は、何万年先の人類に及ぼす民主主義などというのは我々は多分、考え出していないはずですから。要は、例えば後のほうで具体的に原子力委員会のあり方としてどういう組織がいいか。この具体論になると、いろいろとおっしゃるとおりで、民間人にして国会同意とするか、それはずっと先の話としてはあるんですが、国会同意人事だっってよくよく考えてみれば政治性を帯びていると見る人もいるし、私は政治性というよりは民意を代表するという、そのプロセスの一つと思っています。

申し上げたいのは中立的ということがどれだけこの場合に意味があるのか。端的に聞くと、政治家の人たちを排除するということにものすごく意味があるのか。ちょっと答えづらいかもしれませんが、その辺りはどうお考えになっていますか。

○大西座長 いかがでしょうか。

○経済産業省　ありがとうございます。

副大臣もいらっしゃいますけれども、先生が言っている意味での政治家ということではないのかもしれませんが、私が個人的に思うのは、平和利用でも最終処分でもそうなんですけれども、最終的にはやはり行政なり、もしくは国会も絡んで決めなければいけないということがあると思うので、そのときにももちろん政治というものは非常に大事だと思います。

それで、これは先ほど申し上げたことと絡むかもしれませんが、例えば平和利用を担保する、あるいは最終処分を決めるというときに、それこそ増田委員が言われるように、有識者だけが決めてそれでぽんと決まりますかという、それもなかなか難しいだろうと思うところはございます。

その後、最終的には政治というよりは行政の責任者がそれなりの一定の力で、これはこういうふうにしようというのを決めていかないといけないんじゃないかと思うことがございます。それは平和利用のところでもそうですし、例えば平和利用の担保といったときに、どこかの有識者の方がこれはOKですと言っているからいいですと言って、それが日本国の考えですとなるかという、どうだろうというところはあるわけです。

したがって、ではそれを最終的に担保するときには行政の、例えばその大臣とか、あるいは総理大臣とか、そういった方がこれは大丈夫だというように日本国としての責任を持って最終的に判断をするというようなことのルールにしないといけないかもしれないというようにも思いますので、そういった意味での政治というのはもちろん入ってくるのではなからうか。

すみません。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、例えばということでは、もともと原子力委員会というのは科学技術庁長官が委員長であって。

○増田委員　政治家のトップですね。

○経済産業省　はい。それで、4人の委員の方がいらっしゃってという形ですが、場合によってはそういった形が必要になるケースもあるかもしれない。

例えば、平和利用の担保といったときに、本当はそのほうがいいかもしれないというように個人的には感じる場合があります。そのほうが、行政の大臣という責任者が最終的にこれはしっかりと確認しましたよと。場合によっては、その方がものすごく原子力には専門家じゃないかもしれないけれども、それはほかの4の方がしっかりサポートして確認をする。そういったことも一つの方法かもしれませんし、そういったことがあるのではないかとように思います。

したがって、答えにはなっていないですけれども、そういった意味での政治というものが最終的な判断で必要になってくるときに、それをこの委員会というか、この後継のところの形としてどうするかというのは、場合によっては知恵の出どころということかもしれないなと思います。

○増田委員　そうすると、行政組織の中のトップは政治家かもしれないけれども、いずれ

にしてもさっき行政ということを何度かおっしゃったので、行政がきちんと決められる体制と、こういうことですか。

○経済産業省 それが必要な分野はあるのではないかとこのように思います。

○大西座長 山地委員、どうぞ。

○山地委員 この2枚目のまとめ方というのは、私はよくわかる。私も大体こんなふうを考えていました。けれども、中身についていえば(2)の①の平和利用の担保はちょっと後で申し上げますが、②の「技術的側面を持ち、かつ長期的な視点、各担当省庁を超えた幅広い議論が必要な政策の方向性」について、個別に吟味していきます。まず「放射性廃棄物の最終処分のあり方」についてはごく最近、原子力委員会からの要請に対する学術会議からの回答があります。ここには会長がおられますけれども、私も関与しました。この回答は、国民への情報の提供の仕方とか、理解・合意のあり方ということでしたが、この点については必ずしも原子力委員会のような組織が果たすべき一つのテンポラルな機能かもしれないけれども、今後の後継のところにわざわざスタンディングな組織をつくってやるべきことかという、ちょっと違うんじゃないか。

学術会議の回答の中でも、エピステミックコミュニティというつもりの認識共同体を設けて、要するに科学技術の限界といいますか、超長期にわたる地層処分にはリスクが残るわけで、それを社会はどう受け止めるかを議論することを提案した。やはりここが根本にあるわけです。暫定保管とか総量管理というのは、どちらかというとその方法論的な部分で、そのリスク評価とかリスクコミュニケーションを担うという機能は必要なんだけれども、それはこの学術会議が提案したエピステミックコミュニティのようなところでやれることではないかと私は思うし、むしろこれは安全にかかわることで、原子力規制委員会あるいは規制庁が扱うべきマターに非常に近いことだと思います。

ついでに言うと、これは本当に余計なことなんですけれども、規制庁は大変忙しいですね。その上、今、言ったようなこともお願いし、コミュニケーションというとなんか結果が決まっているみたいだけれども、原子力のリスク評価、コミュニケーションをお願いするとして、これは平和利用の担保に係ることですが、保障措置、核不拡散まで規制委員会が今後抱えてしまうと、そこはすごい重荷だと思うんです。むしろここは平和利用の担保という重要事項ですから、実力があって権威がある、したがって、信用がある、そういう新しい組織が必要なんじゃないかと思います。だから、私は原子力委員会の最終的なファンクションはそこに求めるべきだと考えています。

「長期的な研究開発のあり方」はいろいろ程度の差はあれ、ほかにもあるわけです。だから、これはやはりCSTPに担ってもらう。

それから、東京電力の廃止措置ということになれば、これは具体的な作業ですから、私は例えばイギリスのNDAのような組織をつくるとか、そういう具体的なそれに対応する組織論で対応するのがよいと考えています。

そういうふうに切り分けていくと、②のところは今後新しい原子力委員会後継の組織に

担わなくてもいけるのではないかと、私は思っております。

私の意見を言ったんですけれども、何かコメントがあればお願いします。

○大西座長 では、お願いします。

○経済産業省 ありがとうございます。①、②と分けていることにやはり我々も意味があるということであれば、それは山地先生と同じところがあります。

②については、先生のおっしゃることも非常によくわかりますし、どちらかという程度論というわけじゃないですけれども、ただし、こういったことをどこが担うということはどう考えるかということかと思えます。

例えば、それは総合科学技術会議のような形の中で面倒を見るということももちろんあり得ると思いますし、①、②を分けているというのはそういった意味合いが少しあるというようにお考えいただければと思います。

さらに言ってしまうと、ただ、その中で最終処分についてはものすごく足が長いことがあるので、これをどういうふうにするかというのは少し考えていただくとありがたいなと思うということでございます。

○大西座長 では、吉岡委員お願いします。

○吉岡委員 原子力委員会の後継組織ができるとするならば、私の意見では官邸直属のシンクタンク的な機能を持たせて、国家全体のことを大所高所から方針を決めるというものがよいだろう。その下に各府省に課題を分担させるという形で成り立つのではないかと思います。2001年から1府12省といわれていて、府省という言い方に私は慣れてきたんですが、前回の文科省のほうもそうなんだけれども、今回のペーパーには省庁、省庁という言葉が随分あって、庁というのは具体的に何を指すのかというようなことがとても気になるわけです。

だから、経済産業省というのは経済、産業、通商、この全体を見てその中のマクロな合理性の中に原子力を一分野として位置づけるというような、そういう形で経済産業通商政策を決めるべきであって、エネルギーだけの観点とか、そういうことではないと思うんですけれども、その場合にこの場にもできればエネ庁ではなくて経産省のしかるべきところが出てほしかったと実は思っています。

それで、一方では総合科学技術会議というのがありますけれども、私は科学技術政策という言い方にはすごい違和感があって、いろいろな実務的な分野の中で、その中の科学技術だけを取り出して一つにまとめたような非常に変な組織だと思っているので、基本的には各府省が直轄事業に関して提案をまとめればいいので、科学技術という横断的なものでくくるというのは変だと思います。

だから、総合科学技術会議で何をやれという気持ちは余りないんですけれども、研究開発も含めて、そこで経済産業通商政策の中での原子力の位置づけについて大きな観点から検討するという、そういうことを強化する必要があるんじゃないかと思っているのですが、従来の取り組みはどうで、これからその方向に進もうとしているのかどうかということ

お聞きいたしたく思います。

○大西座長　いかがでしょうか。

○経済産業省　経済産業省の中に原子力の行政もございますし、原子力産業もございます。それで今、吉岡先生が言われた観点でいえば、日本の原子力産業は国際的にも非常に今、技術的には力を持っています。プラントメーカーでいえば、主たるプラントメーカーが4社ございますけれども、そのうちの3つは日本が絡んでいるというようなことで、その技術と人材に対する期待というのは国際的には非常に高い。なおかつ、その安全性、安全技術という意味ではそれを国際貢献という意味でも海外に展開していくというのが一つの利点としてはあろうかと思えます。

そういった意味では、そういった経済あるいは通商という意味で我が国が今、持っている原子力技術をどういうふうにも有効に使って海外に展開し、国際的にも安全を高めるという意味で貢献していくかという観点でこれからの政策というものをさらに考えていくことは非常に重要だと思っております。

○大西座長　和気委員、どうぞ。

○和気委員　ありがとうございます。

2ページの②の3つの課題、放射性廃棄物の最終処分のあり方、長期的な研究開発、そして福島第一原発事故後の中長期的措置について、その中で「長期的な研究開発のあり方」に関しては、先ほど山地委員もおっしゃられたように、他の2つの課題とここに並列的に位置付けるのには少し違和感があります。

福島原発事故後の清浄化プロセスには、乗り越えなければならない膨大な研究・技術開発上の問題があると認識しています。そのために、この分野への集中的かつ莫大な人的・資金的資源を投入していかなければならないわけです。透明感や効率性などを鑑みれば、この課題に対して第三者的な視点から審議する場はどうしても必要ではないかと思えます。

放射性廃棄物の最終処分の問題についても、同様の観点から、中立的なモニタリング・評価ができる第三者的な審議の場があった方が望ましいと思えます。

国民が現状、原子力行政に対して抱いている不信感がもたらす社会的な損失を考えると、行政の効率性とか効果性とかの合理的な評価基準からすると、たとえば重複性の問題などが気になりますが、何よりも行政への信頼を回復するための透明感があって、中立的な監視の目を具現化できるような組織体制をどうしたらいいのかというのが、今の社会からの緊急のニーズだとすれば、原子力委員会のような形がいいのか、あるいは他の新たな形がいいのかはともかくとして、何らかの第三者的な会議・組織体は要るのではないかと思います。

○大西座長　何かコメントはありますか。

○経済産業省　基本的には、そこは先生と考え方は同じということと考えております。

○大西座長　どうもありがとうございました。

経済産業省、資源エネルギー庁に対するヒアリングは以上とさせていただきます。どう

もありがとうございました。

きょうは3つの省から御意見といいますか、御説明を伺って質疑応答するというのがメインの議題でしたので、以上で主要なところは終わったわけですが、残りの時間はその御意見を聞いて自由討議ということになっています。

余り時間はないんですが、ただ、一方で今まで3回やりまして、事務局から原子力委員会を含めた原子力政策の経緯と、その中で原子力委員会はどういう役割を果たしてきたのかということの整理を伺って、それから前回は原子力委員会の委員長と、それから規制庁からお話を伺った。それで、きょうは原子力政策に関係する3つの省からお話を伺ったということで、主要なところのヒアリングを終えた。

あえていえば、ちょっと手薄なのは、日本ではこういう場合、通常といいますか、よく海外ではどういう制度になっているのかというのを参考にしたりするわけですが、その点の説明もありましたけれども、そんなに長くそこには割けていなかったということであります。その点を除くと、大体基礎的な情報についてはこの委員会に反映して出していたという気がします。

それで、一方で日程的には割とタイトなスケジュールがこれから待っている。白副大臣は悠然とされていますが、悠然とされていない政務の方もたくさんいらっしゃいます。そういう情勢でありまして、ちょっと余計なことを申し上げましたけれども、私としては冒頭にきょう副大臣から省の方に、こういうことについて率直に言及してほしいという3つがあったんです。

その3つを繰り返しますと、それぞれで実施している原子力政策との関係で、原子力委員会がどのような役割を果たしているのかというのが1点目。

2点目が、今後の原子力政策の方向性を想起した場合、原子力委員会はどのように見直すべきか、あるいは見直す必要はないのか。

3点目が、仮に原子力委員会を廃止した場合、それぞれの原子力行政にどのような影響が生じるか。代替の行政組織が必要な場合、それはどのようなものなのかという3つをおっしゃっていただきました。

1点目の、それぞれで実施しているというところは、これは各省庁向けにこういうふうになっていますが、ここのところを除けば1点目は原子力委員会がどのような役割を果たしているのかという認識である。それで、今後の政策が今、新たに提起されているわけがありますので、その政策に対応させて原子力委員会の見直す方向、その見直しの中に廃止が入っているので廃止した場合にどういう影響が生じるのか、我々が問題にしなければいけないことを尽くしているように思うんです。

それで、私としてもまとめるに当たって、皆さんがこういう問題についてどうお考えになっているのかということをお聞きしないとまとめられないですね。それで、次回の4回目は11月22日に予定されているんですが、このときがいいのかというのはこれから皆さんの御意見を伺いたいわけですが、今の3点については省庁に対する副大臣からの御質問でし

たけれども、これを皆さんに対する質問と切りかえますと、メモをつくっていただいて、それをベースに詰めていくということがいずれ必要になる。メモがどうかはわかりませんが、とにかく皆さんのお考えをこういう点について出していただいて詰めていくということが必要になると思うんです。

これは事務局にも話していないので、何を勝手なことを言っているんだと隣で審議官は心配されていると思うんですが、恐らくそういうことは想定されたプロセスではなかったかと思しますので、これを次回までにやるとちょうど22日まで1週間強あるんですね。そういうぐらいでないと、なかなかスケジュールがきついのかなという感じがするのですが、いかがでしょうか。

どうぞ、伴委員。

○伴委員 基本的にその方向は賛成なんですけど、果たしていった役割の中に放射線利用の医学分野というのは結構大きいし、マーケット的にも今、原子力と同じぐらいまで伸びてきている。

私はちょっと不勉強なので、そこの所管は厚労省になるのかもわかりませんが、原子力委員会の大綱等で示している方向性、放射線利用分野での果たしてきた役割についてちょっと知りたいので、呼んで話を聞くことはまだ考えていないんですけども、資料だけはおつくってほしいと思います。

○大西座長 それは可能ですか。

○国家戦略室 それは厚労省になると思いますので、多分資料ベースになると思いますけれども、ちょっとかけ合ってみます。

○大西座長 どうぞ。

○増田委員 いずれ今、座長が言ったような格好でやらなければいけないと思うんですけども、スケジュールが非常にタイトなんですね。それで、次回の4回目には前回のお話ですとフリーディスカッションをするような予定になっていましたので、私は次回に全部、今おっしゃったようなことに答えを出すというのはちょっと難しく、もう少し勉強したいとか、聞きたい感じはあるんです。

ただ、余りスケジュールで迷惑をかけるつもりはないし、諸般の事情を考えると早目にまとめないといけないのかなという気もしますので、4回でディスカッションをして、5回目にそれを踏まえてペーパーを出すなり、全員が意見を言うことにしてもらえるとありがたいと思います。

○大西座長 5回目はいつになりますか。12月4日ですね。

論点整理について、きょうも質疑応答の中で御自分の御意見を出していただいた委員の方はかなりたくさんいますので、ある程度お考えの一端がわかった感じはします。

○増田委員 事務局で論点整理してもらって、ペーパーをつくってもらって。

○大西座長 それがいいですか。皆さんに御準備をしていただいて、いずれそういう宿題がくると、もう宿題を出した格好になっていますが、12月4日をそういう山にするという

のは。

○増田委員 間には、もう入らないんですか。日程的に無理ですかね。予備日みたいなものは。

○国家戦略室 それでは、御議論いただいたものを踏まえて論点整理を事務方でやります。それをできれば今週中ぐらいにやってお示しをして、それに対して少し御異論があればそれで御提起いただいたものをさらにとりまとめてブラッシュアップをして、次回御提起をさせていただいて、それでまたもんでいただくという形に。

○大西座長 そうやっていくと、だんだんまとまっていくんですよ。だから、そのまとまる前段に私の意見はこうだというのを出したほうがよければ、それは出していただきたい。

それで、少しまとまったものを見て自分の意見を入れていきたいというアプローチをとろうという方は、今の流れで今週中に御意見をいただければ、それはそれでそれを踏まえて反映させていく。

○増田委員 そこは、我々のほうで、意見をこれは必ず入れろというようなことがある人は出すということにする。

○大西座長 今のやり方でいきますと、それである程度論点整理というのは実際の報告書のたたき台のたたき台ぐらいの感じになってきますね。そうやってまとまっていく。そのときの最初のインプットをぜひしたいという方は、今週中にお願いしたいと思います。

今週中というのは、日曜日まででいいですか。土曜日が今週の最後ですか。

○増田委員 それで、ブラッシュアップしたものを事務局で次回、論点整理の結果として出してもらって。

○大西座長 どうぞ。

○山地委員 事務局案の論点整理がきて、それにレスポンスしてやるほうが私は助かるのですが。

○国家戦略室 それはそれでやりますけれども、その前にということであればということです。

○大西座長 では、事務局の整理の文書はいつごろまでに出しますか。

○国家戦略室 来週の月曜日にはと思います。

○大西座長 わかりました。では、19日にそれをお送りする。それ以前に出していただいて、そこに反映しろということでもいいし、19日のものを見て22日に御意見を言うていただくということでも結構だと思います。

そういうことで、一つの山が22日、12月4日辺りにくるということで御承知おきいただきたいと思います。

それでは、きょうは12時までということでしたが、ちょっと過ぎましたので、以上とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○国家戦略室 次回日程は今、申し上げたとおりでございまして、22日14時～16時でござ

います。場所は、また追って御連絡させていただきます。